

有効期間満了日 令和11年3月31日

熊広県第109号

令和7年3月27日

司法解剖後の遺体修復に要する経費の公費支出要領の一部改正について（通達）  
見出しのことについては、「司法解剖後の遺体修復に要する経費の公費支出による被害者支援について（通達）」（令和3年3月31日付け熊広県第167号）に基づき運用してきたところであるが、その一部を見直し、別添「司法解剖後の遺体修復に要する経費の公費支出要領」を一部改正することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、本通達の施行をもって廃止する。

## 別添

### 司法解剖後の遺体修復に要する経費の公費支出要領

#### 1 趣旨

この要領は、犯罪被害により死亡した者又はそのおそれのある者（以下「被害者」という。）のうち、司法解剖を行った遺体の遺族及び遺体の引渡しを受け火葬埋葬等を行うことを申し出た者（以下「遺族等」という。）が、司法解剖によって受ける精神的・経済的負担の防止、軽減を図るものである。

#### 2 公費支出の対象となる遺体

本要領による公費支出の対象となる遺体（以下「対象遺体」という。）は、司法解剖を行った被害者の遺体のうち、解剖を嘱託した警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が、司法解剖後の遺体修復を必要と認める遺体とする。

なお、高度腐乱や焼損等で遺体修復が困難なものは、本支出の対象としないものとする。

#### 3 公費支出範囲及び金額

- (1) 本要領における遺体修復とは、遺体顔面の修復（傷の縫合等）及び死化粧をいう。
- (2) 1体当たりの支出額の上限は15,000円とする。

#### 4 公費支出の適用除外

警察署長等は、前2の対象遺体であっても、被害者又は遺族等が次に掲げる事項に該当するときは、公費による支出を行わないことができるものとする。

なお、警察署長等は、支出の可否判断に際しては、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨に則ることとし、判断に迷う場合は、事前に本部の事件を主管する課の長及び警察本部広報県民課長と協議し、支出の可否を判断するものとする。

- (1) 公費による支出を希望しない場合
- (2) 犯罪被害と認められない場合
- (3) 被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係及び養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）がある場合。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

ア 親族関係が破綻していたと認められる事情があるとき。

イ その他の事情により支出することが相当と認められる事情があるとき。

- (4) 身元不明遺体の場合
- (5) 遺族等が選定した葬祭業者が遺体修復をすることができない場合
- (6) 前(1)から(5)までのほか、支出することが社会通念上適切でないと認められる場合

#### 5 事務手続

- (1) 警察署長等が対象遺体を認知し、本要領に基づく支出が適当と判断した場合は、遺族等に対して本制度の趣旨を説明し、遺族等が本支出を希望した場合は、「遺体修復のための公費支出希望申立書」（別記様式第1号）を徴するものとす

る。

- (2) 警察署において事件捜査を担当する課の長、高速道路交通警察隊の隊長補佐（以下「事件担当課長等」という。）は、「公費支出実施伺い書」（別記様式第2号）（以下「実施伺い書」という。）を作成し、警察署長等の実施決定を受けるものとする。

なお、実施に当たっては、警察署にあっては会計課（係）又は総務・会計課、高速道路交通警察隊にあっては庶務係（以下「支出担当課等」という。）及び警察署にあっては被害者支援係、高速道路交通警察隊にあっては企画教養係の合議を受けること。

- (3) 事件担当課長等は、遺体修復の葬祭業者から「請求書」（別記様式第3号）を受領し、「実施伺い書」とともに、支出担当課等に速やかに提出するものとする。
- (4) 提出を受けた支出担当課等は、警察署長等に対し公費支出伺いを行い、支出決定の後、熊本県会計規則（昭和60年3月26日規則第11号）等に定めるところにより、支出手続を行うものとする。

## 6 被害者支援管理システムへの入力

警察署長等は、本要領に基づく支出を行った場合は、事件担当課長等に対し、当該事件の被害者に対する支出状況、支出金額等について、被害者支援管理システムに入力させなければならない。

なお、支出金額の入力に際しては、「請求書」を確認し、誤りがないよう留意すること。

## 7 留意事項

- (1) 事件担当課長等は、本要領に基づく公費支出が必要と認めた場合は、直ちに支出担当課等に公費支出に必要な事項等を連絡し、予算の確認を行うとともに、支出手続において支出担当課等との緊密な連携を図ること。
- (2) 遺族等への教示と事務手続を確実に行い、決して警察職員の不作為によって支出漏れがないように配意すること。
- (3) 本支出に係る年度区分は、「請求書」が到着した日の属する年度とする。

※ 別記様式（略）